

西郷村防犯灯設置及び管理規程

(目的)

第1条 この規程は、村が設置し、管理する防犯灯について、必要な事項を定め、もって村民の安全確保と防犯に資することを目的とする。

(防犯灯)

第2条 この規程において防犯灯とは、道路又は通路の照明のうち、広告灯、看板灯、道路照明灯及びこれらに類するもの（次条において、「道路照明灯など」という。）以外の常夜灯をいう。

(設置基準等)

第3条 防犯灯は、次の設置基準に該当する場所で、通学路等に優先的に設置するものとする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 国道、県道又は村道に面した場所とし、私道、空き地及び公園以外の場所であること。
- (2) 既設の防犯灯からおおむね100メートル以上の距離があること。
- (3) 道路照明灯などからおおむね50メートル以上の距離があること。
- (4) 交通安全及び防犯上から危険度の高い場所であること。
- (5) 設置箇所周辺の利害関係の調整が図られており、行政区の総意に基づくものであること。

2 防犯灯の取付けについては、原則として、電力会社その他の設置する電柱とし、地上高4.5メートル以上の位置とする。

3 防犯灯の照明器具は、原則としてLED灯10ボルトアンペアのものを設置するものとし、設置場所の状況により必要な場合はLED灯20ボルトアンペアのものを設置するものとする。

(設置要望申請)

第4条 行政区において防犯灯の設置又は移設を要望しようとする場合は、行政区長が防犯灯設置（移設）要望申請書（様式第1号）及び私有地に設置することとなる場合は、所有者等の土地使用承諾書（様式第2号）を村長に提出するものとする。

(設置及び修繕費用等)

第5条 防犯灯の設置及び修繕に要する費用並びに電気料金は、村が負担するものとする。

2 防犯灯の修繕を要する場合は、行政区長が、防犯灯修繕申請書（様式第3号）を村長に提出するものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。